

官報

号外

平成十六年二月二十七日

○第百五十九回 衆議院會議録 第十一号

平成十六年二月二十七日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣河村建夫君。

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

義務教育は、憲法の要請により、すべての国民に対し、必要な基礎的資質を培うものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、政府においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三を閣議決定し、地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに国及び地方を通じた行政の効率化を図る観点から、国と地方

方の役割分担に応じた事務事業のあり方の見直し、国庫補助負担金の縮減に向けた検討を進めているところであります。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直しを図る観点から、その負担対象経費を限定することとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

この法律案は、退職手当及び児童手当に要する経費の性質にかんがみ、平成十六年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中野正志君。

(中野正志君登壇)

○中野正志君 自由民主党の中野正志でございます。私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま

ま議題になりました義務教育費国庫負担法等の一部改正法案に関して質問いたします。(拍手)
現在、政府において進められている三位一体の改革は、国から地方へ、地方にできるものは地方

の理念のもと、地方の歳出入両面での国による関与を減らし、住民が行政サービスの受益と負担の関係を選択できるような地方財政制度の構築を実現するため、国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革、税財源移譲、地方交付税の改革を一体的に行うことを目指した改革であります。

もちろん、まだ道半ば、改革の歩みは十分ではありません。地方の不満も厳しく受けとめます。しかし、地方が、国の財政的な関与、統制から脱却して真に自立し、住民に主体的に必要なかつ十分なサービスが提供できるようにしていくために必要な改革であることは論をまちません。教育分野においても、こうした観点からの必要な見直しを行うことは重要であると考えます。

そこで、まず、今回の義務教育費国庫負担法等の改正の本来の趣旨について文部科学大臣にお伺いいたします。

義務教育は、憲法の要請に基づき、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものであり、国は国民に対して一定水準の教育を提供する責任を負っています。

また、物的な資源に乏しい我が国においては、人材こそ社会存立の基盤であり、明治期以来、多くの先人たちが、日本の未来を担う子供たちを育成するため、教育施策の発展充実に努め、その成果が我が国社会の原動力となってきたことには異論はないと考えております。

平成十六年二月二十七日 衆議院会議録第十一号

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高井美穂君の質疑

二

諸外国に目を転じれば、イギリスのブレア首相は、政権の最優先課題を問われ、第一に教育、第二に教育、そして第三に教育と答え、教育水準の向上をスローガンに、教育予算の増加などの諸改革に取り組んでおります。また、アメリカのブッシュ大統領も、教育は私の最重要課題であると、連邦政府主導の教育改革に取り組んでおります。

我が国においても、こうした諸外国の動向を十分に踏まえ、知の世紀である二十一世紀において、今後も我が国が活力ある社会を維持し、さらなる発展を遂げていくために、今こそ教育の重要性を再認識し、国家戦略として教育施策の充実に努めていくことが極めて重要だと考えております。

このため、教育の分野における三位一体の改革の推進については、国の国庫補助負担金の削減だけを指すような財政的な観点からの議論のみによるのではなく、日本の未来を担う子供たちの教育のためにどのような制度にすることが望ましいのかという観点からも十分に検討を行い、国は教育の財源は保障する、使い方は地方の自由だというくらいに、将来に禍根を残すことのないようにしていくことが必要と考えます。

義務教育費国庫負担制度のあり方についての文部科学大臣の所見をお伺いいたします。

以上、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 中野正志議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、今回の義務教育費国庫負担法等の改正の趣旨についてのお尋ねでございます。

今回の改正は、昨年六月の経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等を踏まえ、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用分担のあり方の見直しを図る観点から、国庫負担の対象経費を国が真に負担すべきものに限定するため、退職手当及び児童手当に関する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

次に、義務教育費国庫負担制度のあり方についてのお尋ねがございました。

義務教育は、憲法の要請により、知育、徳育、体育の調和のとれた児童生徒を育成し、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、国は、すべての国民に対して無償で一定水準の教育を提供する最終的な責任を負うものであります。

義務教育に係る経費負担のあり方については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等を踏まえ、財政論だけではなくて教育論としてしっかり議論するために、現在、中央教育審議会において、義務教育制度のあり方の一環として検討もいただいております。

文部科学省といたしましては、義務教育費国庫負担制度について、地域の創意工夫に基づく多様な取り組みが展開されるように、平成十六年度より総額裁量制を導入することといたしております。

今後とも、地方の自由度を拡大していくために必要な見直しは行いつつも、全国すべての地域にすぐれた教員を確保するために、国の責任において教育の機会均等と水準を確保するという制度の

根幹は引き続き堅持するという観点に立つて、十分な議論を行うとともに、適切に対応してまいりたい、このように考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 高井美穂君。

(高井美穂君登壇)

○高井美穂君 民主党の高井美穂です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、たいたいま議題となりました義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。(拍手)

法案の前身について審議をする前に、まず、日本の教育の現状についてお伺いをいたします。

昨年秋季に初めて議席を与えられた新人議員として、また、あと四年少々で義務教育年齢に達する娘を持つ母親として、私は、近年の教育のあり方に大きな疑問と不安を抱いております。

私が中等教育を受けたのは、いじめ、学級崩壊、不登校、教員の不祥事など、多くの問題が教育の現場に噴き出し始めたころであります。いい成績をとっていい大学に行き、いい会社や安定した仕事を得られたらそれで安心だと思って頑張つてまいりました。しかし、それは間違いだったと今思っています。いや、間違いだったというより、そういう時代は終わったんだということに気づきました。

私自身、現代社会の豊かさを享受しながら、生きていることに喜びを見出せず、悩んで苦しんでいたころがありました。何一つ不自由のないのに、何のために生きればいいのか希望が持てなかった。今、多くの子供たちが、かつての私のように悩んでいるのではないかと思います。

世の中にはさまざまな教育論がありますが、子供たちが本当に求めているものは何なのか、必ずしもつかめていない気がいたします。もっと子供に歩み寄って、現場の声を耳を澄まさなければ、ゆとり教育が学力低下、学力格差をふやしたのと同じような失敗を繰り返してしまうのではないかと懸念が湧きます。

文部科学大臣は、国策として最も大事な、これからの日本を支える人づくりについて、教育行政に何を取り入れ、何をやめていくべきとお考えになつておられるか、お尋ねをいたします。

次に、提案されている法案の前身についてお聞きいたします。

この法案は、いわゆる三位一体改革関連として、文部科学委員会に付託される予定であります。昨年、共済費長期給付と公務災害補償基金を一般財源化したのに続く改正であり、今回は、義務教育教職員の退職手当と児童手当に係る部分を国庫負担の対象から外し、一般財源化するものであります。

私は、この法案が地方分権をどれだけ進めるものになるのか、また義務教育の改革にどれだけ資するものになるのか、この二つの観点から慎重に検証されるべきであると考えております。(拍手)

教育の分野でも、国が最低基準を責任を持って保障した上で、地方分権化、多様化を進めていくことが必要と考えます。しかし、もともと裁量の入る余地のない退職手当と児童手当を一般財源化することが、どれだけ地方の自由を拡大することにつながるのでしょうか。私には理解できません。

知事会が、地方の自由度の拡大につながらない単なる地方への負担転嫁だと怒るのは、当然であります。第一、総務大臣みずから、地方の自由度の拡大につながらない退職手当等の一般財源化は反対と、経済財政諮問会議で表明されておりまして。

そこで、現在もそのようなお考えなのか、税源移譲予定交付金を創設する総務大臣にお尋ねをいたします。(拍手)

一方、日本の義務教育にとってプラスになるのかという観点から見て、本法案にどのような積極的な意義があるのでしょうか。私には、そのような意義は全く見出せないのですが、果たして、この法案を文部科学省は何のために出しているのか、これは文部科学大臣にお尋ねをいたします。

あわせて、本法案の附則第二条に白紙委任的な検討事項がございますが、附則第二条の解釈をお聞かせ願います。

今、私は、文部科学省も総務省も、本来やるべきことを棚上げ、貴重な時間を浪費しているのではないかと思えません。財務省など他の省庁も同罪です。しかし、最も責めを負うべきは、地方分権への流れを迷走させている張本人である小泉三位一体改革であります。(拍手)

本当に地方の自由度を拡大しようというなら、奨励的な補助金から一般財源化していくのが普通でしょう。その方が分権の効果も国民に見えやすく、理解が広がるはずです。小泉総理がリーダーシップをとって、そういう形で査定基準をつくり、基準に合致する補助金をリストアップしていくのが筋ではないでしょうか。ところが、三年間で四兆円、十六年度はとりあ

えず一兆円という数字だけが先に決まってしまう。あとは役所に丸投げし、何とか一兆円のつじつまを合わせてくれ、こういうことですか。ビジョンなき財政論と言うしかありません。

鳥取県の片山知事は、三位一体丸という船に例えれば、乗っている人たちの間に、その船をどこにこぎつけようかという共通の理解がないのですと批判しております。どこに行くのかを、方向性を指示するのは、船長である小泉総理のほうです。地方分権論議を矮小なものにしてしまった小泉総理の責任は、厳しく指摘されなければなりません。(拍手)

小泉総理は、三位一体改革とは、地方がみずからの創意工夫と責任で政策を決める、地方が自由に使える財源をふやす、地方が自立できるようにするとおっしゃっているようです。これ自体はもったもなごだと思いますが、では、実際に出てきた本法案のどこにそうした趣旨が反映されているのでしょうか。本来なら総理みずからにお尋ねしたいところですが、経済財政諮問会議を担当する竹中大臣にお尋ねをいたします。

次に、税源移譲予定特例交付金についてお尋ねいたします。

これは、本法案の条文には触れられておりませんが、要は、国庫負担から外される退職手当、児童手当を交付金で措置しようとするものです。この交付金は人口比例で配分をしますから、それだけだと賄えない地方が多数出てきます。その差額を地方交付税措置するということでありますが、実際に必要な退職手当が全額措置されるのかどうか。これは、文部大臣、総務大臣、それぞれに見解をお伺いします。

さらに、この交付金は、その名からすれば、税源移譲されることを前提としている交付金であろうと思います。本当に税源移譲される場合、いつの段階で移譲を行うのでしょうか。その際、退職手当、児童手当に要する経費は、そっくりそのまま全額移譲されると認識していいのでしょうか。

また、昨年、共済費長期給付、公務災害補償について一般財源化した際には、二分の一を地方特例交付金、残り二分の一は交付税特別会計から借り入れ、元利償還時において地方が負担する仕組みをとっております。こうした過去の国庫負担金対象額の一般財源化、交付金化、こうしたちぐはぐな仕組みをどのように整理していくのでしょうか。

以上の点について、総務大臣の御見解をお尋ねいたします。(拍手)

文部科学大臣にお尋ねいたします。

文部科学省は、義務教育費国庫負担制度の根幹は堅持、つまり、給与本体は国庫負担から外さないという前提のもとで、地方分権を求める声にこたえて、総額裁量制を政令改正で導入しようとしておりますが、この制度の趣旨と仕組みについて御説明を求めます。

この制度は、国庫負担金総額は都道府県に渡し、その使い道において地方の裁量を一定拡大し、都道府県の自主的な判断で教員配置ができるようになるという理解しております。しかし、加配教員の扱いなどで依然として地方は縛られるとの指摘もあります。どのようにお考えでしょうか。

また、この総額裁量制は、一クラス四十人という現行標準法の中でのやりくりであります。この際、いつそ制度設計を見直して、民主党がこれま

で強く主張してきた三十人以下学級を推進し、子供たち一人一人に目が行き届く環境整備を進めながら、地方の裁量、権限の移譲による、地域が主役の教育環境を整えるべきではないでしょうか。文部大臣の御見解をお伺いします。(拍手)

最後になりますが、今ベストセラーになっております村上龍さんの「十三歳のハローワーク」に、次のような一節がございます。「格差のある教育システムには多大なリスクがある。」これは、小泉構造改革の中で、国民の経済格差が大きくなって、それがそのまま教育格差につながり、深刻な社会不安を招くだろうということに警鐘を鳴らしたものでありますが、私は、全く同感だと思っております。

この鋭い指摘にどうこたえて制度設計をしているのか、文部科学大臣の御見解をお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 高井美穂議員の八つの質問に順次お答えさせていただきます。

第一点は、これからの日本を支える人づくりについてのお尋ねでございます。

私といたしましては、新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指して、画一と受け身から自立と創造へという基本理念のもとに立って、教育の構造改革を進めてきたところがございますが、引き続き、知育、徳育、体育のほか食育も重視しつつ、その内容の充実を図りながら、人間力向上を目指して、確かな学力や豊かな心の育成、知の世紀をリードする大学改革など、教育改革を積極的に進めてまいっている所存であります。

また、教育分野における規制改革を一段と推進し、教育の地方分権を積極的に推進するとともに、国は、全国的な教育水準の確保に留意しながら、必要な支援と環境整備の充実を図ってまいり所存であります。

第二点は、今回の義務教育費国庫負担法等改正法案の提出趣旨についてのお尋ねでございます。

今回の改正は、昨年六月の経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等を踏まえて、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用分担のあり方の見直しを図る観点から、国庫負担の対象経費を国が真に負担すべきものに限定するため、退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

次に、本法案の附則第二条の解釈についてお尋ねがございました。

附則第二条につきましては、昨年十二月の三位一体改革に係る政府・与党協議会の決定を踏まえ、今回の法改正による退職手当等に係る措置について、政府として、平成十八年度末までの義務教育教職員の給与等に要する経費負担のあり方に関する検討の状況及び社会経済情勢の変化を踏まえつつ、必要に応じ適切な措置を講ずるとの趣旨を規定いたしましたものであります。

次に、退職手当の財源が税源移譲予定特例交付金により全額措置されるのかというお尋ねであります。

税源移譲予定特例交付金は、御指摘のように人口で案分して交付されるため、税源移譲予定特例

交付金の額と退職手当等に係る国庫負担金の減少額とは各地方公共団体で多少の違いが出てくることとなりますが、国庫負担金の減少分は、地方交付税の算定を通じて、各地方公共団体の財政需要の実態に見合った財源調整がなされるものと承知をいたしております。

次に、総額裁量制の趣旨とその仕組みについてお尋ねがございました。

義務教育費国庫負担金の総額裁量制は、教職員の職務と責任の特殊性などを勘案した給与単価と教職員の標準定数により算定した負担金総額の範囲内で、その使い道を地方にゆだね、教職員の給与や配置についての都道府県の裁量を拡大しようとするものであります。

これによって、地方の主體的な判断に基づき、例えば、習熟度別少人数指導の充実や少人数学級の実施など、地域の実情に応じた、よりきめ細かな教育の展開が可能になるものと考えております。

文部科学省といたしましては、この総額裁量制によって、義務教育水準の維持向上に必要な財源を確実に保障しつつ、地方における創意工夫ある取り組みを一層促進してまいりたい、このように考えております。

また、総額裁量制のもとでの加配教員の取り扱いについてお尋ねがございました。

義務標準法に基づく加配定数は、法令で定める目的に応じ特例的に加算されるものでありますけれども、総額裁量制の導入に合わせて、都道府県の判断によって、少人数学級への活用なども含め、教職員の配置についてさまざまな工夫を講じ

ることが可能になるように、その取り扱いを弾力化することとしたしております。

三十人学級についてお尋ねがございました。

文部科学省では、教科等の特性に応じた少人数指導や習熟度別指導など、個に応じたきめ細かな指導を実施するため、平成十三年度より定数改善計画を推進しておるところであります。

また、学級編制についても、地方の自主性を高める観点から、四十人学級を標準としつつも、都道府県の判断によって、これを下回る基準を定めることを可能としたところであり、平成十五年度において、三十都道府県が少人数学級を実施しております。

さらに、今回の総額裁量制の導入によって、学級編制や教職員配置については地方の裁量が拡大されることとなり、地方の創意工夫を生かした教育活動が一層促進されるもの、このように考えております。

最後に、経済格差が教育格差につながって社会不安を招くとの指摘がございました。学校教育の制度設計をいかにすべきか、こういうことであります。

すべての国民が、その能力に応じひとしく教育を受けることができるように教育の機会を保障していくことは、憲法が要請するところでありまして、文部科学省といたしましては、今後とも、全国どの地域においてもすべての子供たちが安心して教育を受けられるように、義務教育費国庫負担制度の根幹は堅持するという観点に立つて、適切に対応してまいります。

また、特に奨学金制度、この事業、これによって拡充すること、そうした教育施策の充実に努め

てまいりたい、このように考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 高井美穂議員から四問いただいたいております。

まず、義務教育費国庫負担金の一般財源化に対する考え方につきましてのお尋ねをいたしております。

義務的経費であります退職手当等々の一般財源化は、それ自体では地方の自由度の向上に資するものとは考えがたい、私もそう思います。しかし、今回の措置は、平成十八年度末までに給与費全額の一般財源化について検討を行うということになつております中で、まず退職手当の一般財源化を行うことであり、改革を一步前進させるものだと思いをいたしております。

次に、税源移譲予定特例交付金についてのお尋ねがございました。

教職員の退職手当等に係ります国庫負担金につきましては、その一般財源化いたします相当額の全額を地方交付税の基準財政需要額に算入いたします。これによりまして、各都道府県の必要額は確保されると考えております。

次に、その時期についてのお尋ねがありました。退職手当等、今後額が大きく変動することが予想されますので、したがって、昨年末、政府・与党の決定におきましても、税源移譲予定交付金というのを設けさせていた。だきまして、各年度の退職手当などの必要額を確保することといたしております。同時に、給与費全額の一般財源化の検討なども踏まえ、税源移譲の時期や額に

つきましては、この決定の趣旨に沿って適切に判断する必要があるものと考えております。

最後に、義務教育費国庫負担金の整理の方法についてのお尋ねがあつておりました。

義務教育費負担金を一般財源化する際に地方税とするか交付金とするかにつきましては、その時点におきます一般財源化に係る議論や対象経費の性格などなど、いろいろ考えた上で、地方団体の財政運営に支障が生じないように対処することを基本といたしております。

今後も、適切に財源措置を講じつつ、基幹税によります税源移譲につなげていくことで、地域主権、地方分権の時代にふさわしい地方税財政等々、基盤の確立に取り組んでまいります。

(拍手)

○国務大臣竹中平蔵君登壇
三位一体の改革の趣旨と本法案の関連についてお尋ねをいたしております。

政府は、三位一体の改革を推進し、地方の権限と責任を大幅に拡大し、同時に、行政全体のスリム化を目指しているわけでございます。

義務教育費国庫負担制度につきましても、基本方針二〇〇三において、地方の自由度を大幅に高める観点からの見直し、検討を着実に進めるための工程を示しております。今般の改正は、その工程に沿ったものと考えております。まさに、全体として地方の自由度を高め、税源移譲につながるものでございます。

政府としては、引き続き、三位一体の改革工程を加速、強化するよう、積極的に取り組んでまいりる所存でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

総務大臣 麻生 太郎君
文部科学大臣 河村 建夫君
国務大臣 竹中 平蔵君

出席副大臣

文部科学副大臣 原田 義昭君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定による二十三年の国際連合教育科学文化機関第三十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十四年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十四年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処

理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

(議員死去)

一、鹿児島県第五区選出議員山中貞則君は、去る二十日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る十九日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 長島 昭久君(理事樋高剛君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 大石 尚子君(理事渡辺周君去る十九日理事辞任につきその補欠)

理事 細野 豪志君(理事前田雄吉君去る十九日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 中山 義活君(理事都築讓君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 宇佐美 登君(理事石毛鏡子君去る二十日理事辞任につきその補欠)

理事 鎌田さゆり君(理事山内おさむ君去る二十日理事辞任につきその補欠)

厚生労働委員会
理事 城島 正光君(理事加藤公一君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

経済産業委員会
理事 鈴木 康友君(理事中津川博郷君去る二十日理事辞任につきその補欠)

理事 吉田 治君(理事中山義活君去る二十日理事辞任につきその補欠)

環境委員会

理事 奥田 建君(理事牧義夫君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 伴野 豊君(理事小宮山洋子君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 長浜 博行君(理事近藤昭一君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 横光 克彦君
補欠 東門美津子君

予算委員
辞任 伊吹 文明君
補欠 城内 実君

倉田 雅年君
補欠 加藤 勝信君

滝 実君
補欠 津島 恭一君

丹羽 雄哉君
補欠 田中 英夫君

町村 信孝君
補欠 西村 明宏君

井上 和雄君
補欠 笠 浩史君

池田 元久君
補欠 城井 崇君

木下 厚君
補欠 内山 晃君

吉良 州司君
補欠 水島 広子君

小泉 俊明君
補欠 中根 康浩君

平岡 秀夫君
補欠 津村 啓介君

藤井 裕久君
補欠 奥村 展三君

佐々木憲昭君
補欠 石井 郁子君

照屋 寛徳君
補欠 阿部 知子君

城井 崇君
補欠 前田 雄吉君

中根 康浩君	橋本 清仁君
前田 雄吉君	原口 一博君
原口 一博君	島田 久君
加藤 勝信君	倉田 雅年君
城内 実君	伊吹 文明君
田中 英夫君	丹羽 雄哉君
津島 恭一君	滝 実君
西村 明宏君	町村 信孝君
内山 晃君	木下 厚君
奥村 展三君	藤井 裕久君
島田 久君	池田 元久君
津村 啓介君	平岡 秀夫君
橋本 清仁君	小泉 俊明君
水島 広子君	吉良 州司君
笠 浩史君	井上 和雄君
石井 郁子君	佐々木憲昭君
阿部 知子君	照屋 寛徳君
議長運営委員	
江渡 聡徳君	補欠 佐藤 勉君
谷川 弥一君	佐藤 鍊君
小宮山泰子君	近藤 洋介君
笠 浩史君	古本伸一郎君
高木美智代君	白保 台一君
阿部 知子君	横光 克彦君
佐藤 勉君	江渡 聡徳君
佐藤 鍊君	谷川 弥一君
近藤 洋介君	小宮山泰子君
古本伸一郎君	笠 浩史君
白保 台一君	高木美智代君
横光 克彦君	阿部 知子君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

江崎洋一郎君
平井 卓也君

補欠

平井 卓也君
江崎洋一郎君

厚生労働委員

辞任

樋高 剛君
古川 元久君
山口 富男君
岸本 健君
田嶋 要君

補欠

岸本 健君
田嶋 要君
赤嶺 政賢君
樋高 剛君
古川 元久君
山口 富男君

経済産業委員

辞任

遠藤 利明君
桜井 郁三君

補欠

桜井 郁三君
遠藤 利明君

環境委員

辞任

木村 隆秀君
船田 元君
三ッ矢憲生君
江崎 鐵磨君
古川 禎久君
保坂 武君

補欠

保坂 武君
古川 禎久君
江崎 鐵磨君
三ッ矢憲生君
船田 元君
木村 隆秀君

予算委員

辞任

小杉 隆君
滝 実君
津島 雄二君
西川 京子君

補欠

大前 繁雄君
谷 公一君
津島 恭一君
吉野 正芳君

蓮実 進君	竹下 巨君
町村 信孝君	宮下 一郎君
井上 和雄君	樽井 良和君
池田 元久君	高井 美徳君
生方 幸夫君	吉田 治君
木下 厚君	若泉 征三君
鉢呂 吉雄君	松本 謙公君
平岡 秀夫君	田中 慶秋君
藤井 裕久君	菊田まきこ君
高木 陽介君	西 博義君
佐々木憲昭君	吉井 英勝君
照屋 寛徳君	東門美津子君
大前 繁雄君	山際大志郎君
津島 恭一君	古川 禎久君
吉野 正芳君	増原 義剛君
菊田まきこ君	長島 昭久君
高井 美徳君	岡島 一正君
樽井 良和君	泉 房穂君
池田 元久君	大出 彰君
生方 幸夫君	小宮山泰子君
吉田 治君	若井 康彦君
若泉 征三君	辻 恵君
松本 謙公君	蓮実 進君
田中 慶秋君	滝 実君
菊田まきこ君	津島 雄二君
西 博義君	西川 京子君
吉井 英勝君	町村 信孝君
東門美津子君	小杉 隆君
山際大志郎君	井上 和雄君
古川 禎久君	池田 元久君
増原 義剛君	平岡 秀夫君
長島 昭久君	木下 厚君
岡島 一正君	
泉 房穂君	
大出 彰君	
小宮山泰子君	
若井 康彦君	
辻 恵君	
蓮実 進君	
滝 実君	
津島 雄二君	
西川 京子君	
町村 信孝君	
小杉 隆君	
井上 和雄君	
池田 元久君	
平岡 秀夫君	
木下 厚君	

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

加藤 公一君

補欠

木下 厚君

辞任

尾身 幸次君
中山 成彬君
二田 孝治君
池田 元久君
海江田万里君
河村たかし君
木下 厚君
鮫島 宗明君
達増 拓也君
平岡 秀夫君
石田 祝穂君
佐々木憲昭君
照屋 寛徳君
篠原 孝君
牧野 聖修君
市村浩一郎君
鈴木 克昌君
西銘恒三郎君
葉梨 康弘君

補欠

西銘恒三郎君
宮下 一郎君
葉梨 康弘君
稲見 哲男君
高山 智司君
篠原 孝君
永田 寿康君
小林千代美君
牧野 聖修君
肥田美代子君
西 博義君
穀田 恵二君
山本喜代宏君
市村浩一郎君
鈴木 克昌君
内山 晃君
長妻 昭君
尾身 幸次君
二田 孝治君

宮下 一郎君 中山 成彬君
 稲見 哲男君 池田 元久君
 内山 晃君 河村たかし君
 小林千代美君 鮫島 宗明君
 高山 智司君 海江田万里君
 長妻 昭君 達増 拓也君
 肥田美代子君 平岡 秀夫君
 西 博義君 石田 祝稔君
 穀田 恵二君 佐々木憲昭君
 山本喜代宏君 照屋 寛徳君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

山下 貴史君 江藤 拓君
 江藤 拓君 山下 貴史君
 津島 雄二君 津島 恭一君
 蓮実 進君 今村 雅弘君
 町村 信孝君 保坂 武君
 池田 元久君 加藤 尚彦君
 生方 幸夫君 近藤 昭一君
 河村たかし君 馬淵 澄夫君
 小泉 俊明君 菊田まきこ君
 平岡 秀夫君 梶原 康弘君
 佐々木憲昭君 塩川 鉄也君
 照屋 寛徳君 阿部 知子君
 津島 恭一君 古川 禎久君
 梶原 康弘君 樽井 良和君
 菊田まきこ君 田島 一成君

樽井 良和君 小宮山泰子君
 今村 雅弘君 蓮実 進君
 古川 禎久君 津島 雄二君
 保坂 武君 町村 信孝君
 加藤 尚彦君 池田 元久君
 小宮山泰子君 平岡 秀夫君
 近藤 昭一君 生方 幸夫君
 田島 一成君 小泉 俊明君
 馬淵 澄夫君 河村たかし君
 塩川 鉄也君 佐々木憲昭君
 阿部 知子君 照屋 寛徳君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

財務金融委員

辞任

補欠

原田 令嗣君 三ツ矢憲生君
 馬淵 澄夫君 近藤 洋介君
 谷口 隆義君 高木美智代君
 三ツ矢憲生君 原田 令嗣君
 近藤 洋介君 馬淵 澄夫君
 高木美智代君 谷口 隆義君

文部科学委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

伊吹 文明君 葉梨 康弘君
 尾身 幸次君 田中 英夫君
 大島 理森君 佐藤 鍊君
 小泉 龍司君 谷 公一君
 小杉 隆君 大前 繁雄君
 鈴木 俊一君 加藤 勝信君
 滝 実君 今津 寛君
 中馬 弘毅君 城内 実君
 津島 雄二君 津島 恭一君
 丹羽 雄哉君 西村 康稔君
 町村 信孝君 鈴木 淳司君
 井上 和雄君 中野 譲君
 池田 元久君 岡本 充功君
 河村たかし君 細野 豪志君
 永田 寿康君 古川 元久君
 鉢呂 吉雄君 古本伸一郎君
 平岡 秀夫君 小宮山泰子君
 藤井 裕久君 岸本 健君
 遠藤 乙彦君 丸谷 佳織君
 佐々木憲昭君 山口 富男君
 照屋 寛徳君 横光 克彦君
 今津 寛君 岡本 芳郎君
 鈴木 淳司君 中西 一善君
 田中 英夫君 松島みどり君
 津島 恭一君 西銘恒三郎君

西村 康稔君

岸本 健君

菅原 一秀君

丸谷 佳織君

樋高 剛君

横光 克彦君

高木美智代君

松島みどり君

阿部 知子君

大前 繁雄君

萩生田光一君

加藤 勝信君

小杉 隆君

岡本 芳郎君

滝 実君

城内 実君

鈴木 俊一君

佐藤 鍊君

中馬 弘毅君

菅原 一秀君

大島 理森君

谷 公一君

丹羽 雄哉君

中西 一善君

小泉 龍司君

西銘恒三郎君

町村 信孝君

葉梨 康弘君

津島 雄二君

萩生田光一君

伊吹 文明君

岡本 充功君

尾身 幸次君

小宮山泰子君

池田 元久君

中野 譲君

平岡 秀夫君

樋高 剛君

井上 和雄君

古川 元久君

藤井 裕久君

古本伸一郎君

永田 寿康君

細野 豪志君

鉢呂 吉雄君

高木美智代君

河村たかし君

山口 富男君

遠藤 乙彦君

阿部 知子君

照屋 寛徳君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

中村 哲治君

橋本 清仁君

塩川 鉄也君 吉井 英勝君 橋本 清仁君 中野 譲君 中野 譲君 中村 哲治君 吉井 英勝君 塩川 鉄也君 財務金融委員 谷川 弥一君 大野 松茂君 仙谷 由人君 城井 崇君 谷口 隆義君 河上 覃雄君 大野 松茂君 佐藤 鍊君 城井 崇君 樽井 良和君 河上 覃雄君 赤松 正雄君 佐藤 鍊君 早川 忠孝君 赤松 正雄君 山名 靖英君 早川 忠孝君 仙谷 弥一君 樽井 良和君 谷口 隆義君 山名 靖英君 農林水産委員 野呂田芳成君 井上 信治君 仲野 博子君 菊田まきこ君 井上 信治君 野呂田芳成君 菊田まきこ君 仲野 博子君 安全保障委員 青木 愛君 高山 智司君 高山 智司君 青木 愛君 予算委員 津島 雄二君 加藤 勝信君 町村 信孝君 宇野 治君	鉢呂 吉雄君 小林千代美君 平岡 秀夫君 長浜 博行君 藤井 裕久君 岡島 一正君 宇野 治君 町村 信孝君 加藤 勝信君 津島 雄二君 岡島 一正君 藤井 裕久君 小林千代美君 鉢呂 吉雄君 長浜 博行君 平岡 秀夫君 (常任委員死去) 一、去る二十日、懲罰委員山中貞則君は死去された。 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 江藤 拓君 補欠 宮下 一郎君 小沢 鋭仁君 高山 智司君 宮下 一郎君 江藤 拓君 高山 智司君 小沢 鋭仁君 一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 鳩山由紀夫君 補欠 仲野 博子君 仲野 博子君 鳩山由紀夫君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る十九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 杉浦 正健君 補欠 早川 忠孝君	土井たか子君 山本喜代宏君 早川 忠孝君 杉浦 正健君 山本喜代宏君 土井たか子君 (公聴会開会承認) 一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十九日これを承認した。 公聴会開会承認要求書 一、公聴会を開こうとする議案 平成十六年度一般会計予算 平成十六年度特別会計予算 平成十六年度政府関係機関予算 一、意見を聞こうとする問題 平成十六年度総予算について 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。 平成十六年二月十九日 予算委員長 笹川 堯 衆議院議長 河野 洋平殿 (議案提出) 一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出) 一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案 農業改良助長法の一部を改正する法律案 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案(中山義活君外五名提出) (議案受領) 一、去る二十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 卸売市場法の一部を改正する法律案
--	---	---	--

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第二〇号)

所得譲与税法案(内閣提出第二二号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上三件 総務委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第二三号) 総務委員会 付託

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 国土交通委員会 付託
(議案送付)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出)

(調査要求承認)

一、安全保障委員長から提出した次の国政調査承認

認要求に対し、議長は去る十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項

二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十六年二月十九日

安全保障委員長 小此木八郎

衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
内閣の重要政策に関する事項

二、栄典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十六年二月二十日

内閣委員長 山本 公一

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十六年二月二十日

厚生労働委員長 衛藤 晟一

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十六年二月二十日

経済産業委員長 根本 匠

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、循環型社会の形成に関する事項

三、公害の防止に関する事項

四、自然環境の保護及び整備に関する事項

五、快適環境の創造に関する事項

六、公害健康被害救済に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十六年二月二十日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問主意書
(首藤信彦君提出)

金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問主意書(松野信夫君提出)

金融庁監督当局の金融検査(貸し流し、貸しはがし)に関する質問主意書(松野信夫君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する質問主意書(島聡君提出)

日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

貸金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する質問主意書(末松義規君提出)

所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書(佐藤観樹君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書(中津川博郷君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉井英勝君外一名提出 I T E R (国際熱核融合実験炉)の六ヶ所村誘致に関する質問主意書

衆議院議員首藤信彦君提出奥、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

平成十六年二月三日提出
質問 第一三三号

I T E R (国際熱核融合実験炉)の六ヶ所村誘致に関する質問主意書

提出者

吉井 英勝

高橋千鶴子

I T E R (国際熱核融合実験炉)の六ヶ所村誘致に関する質問主意書

二〇〇二年六月四日、六日の三日間、フランスのカダラッシュで日本、EU、ロシア、カナダ(アメリカに代わつて新しく I T E R 計画に参加した国の四極の第四回政府間協議が開かれ、I T E R 建設の候補地として、二〇〇一年六月のモスクワの会合でのカナダのクラリントン提案に続いて、スペインのバンデロス、フランスのカダラッシュ、日本の六ヶ所村の提案があつた。それ以降、「サイト共同調査」、サイトの評価を経て今日では、カダラッシュか六ヶ所村かの絞り込みの段階になり、今年二月にも決定されるとも伝えられている。

二〇〇二年五月三十一日の「国際熱核融合実験炉(I T E R)計画について」という閣議了解時の留意点では、「立地促進のために特段の財政措置は講じないこと」、「関連する公共事業については・・・国による特別の財政措置は講じないこと」、「誘致を希望した」地方公共団体に対して、I T E R 計画の円滑な実施を実現するため、所要の措置を講ずるよう要請すること」を付記している。

またその二日前の五月二十九日の総合科学技術会議における「国際熱核融合実験炉(I T E R)計画について」が、三十一日の閣議了解の基になっているが、この文書の中では、「経費分担については・・・経済規模を反映したものとすべき」、「最終的な参加ないし誘致は、政府間協議の推移や国内外の情勢の進展を踏まえ、費用対効果を考慮しつつ決定することが適当」とした。

これ以降の約二年間に、政府は関係各国とどのような協議を行ったのか。それぞれの協議内容とそこで政府としてどのような主張を行ってきたのか。これらの事が明らかにされなければならない。

従つて、次の事項について質問する。

一 I T E R (国際熱核融合実験炉)の研究推進については、本来、工学設計を終えた段階で、建設に移ることのできる炉材料がすでに開発済みか、将来の実用炉の開発に繋がる現実的に意味のあるものとなりうるか、コスト計算が適切なのか、日本に誘致した場合の財政負担がどうなるのかなど、誘致場所の決定の前に、政府から I T E R に関する資料を総て国会に提出し、各分野の専門家などの参考意見もききながら、国会として深い検討がなされるべきものである。

政府は、I T E R を日本に誘致することや候補地として六ヶ所村と決めるのに、国会は考える必要はなく、国会は協定書の批准を承認するだけでいいという考えなのか。

二 いま問題になっている六ヶ所村とカダラッシュの二つの候補地について、どのような評価項目を挙げているのか。またその各評価項目について関係国の判断はどのように示しているのか。

三 日本に誘致する場合、

① I T E R 本体工事費と日本負担。

② 用地取得費と日本負担。

③ 研究者等関係者の住宅、家族の教育施設その他の生活施設等の建設費と日本負担。

④ 動力費と日本負担。

⑤ その他維持管理費と日本負担。
はそれぞれ幾らになるのか。

結局、毎年度の日本の財政負担と全体での財政負担は幾らになるか。

一方、閣議了解時の留意点に挙げた、誘致希望自治体に対して、「ITER計画の円滑な実施を実現するため、所要の措置を講ずるよう要請すること」を付記しているが、政府は青森県や六ヶ所村などに対しては、どのような措置を求めているのか。

国は、日本の六ヶ所村誘致に幾ら使ってきたのか。

四 日本と欧州との誘致場所をめぐる対立の妥協案として、「物理的な研究施設(本体)」と「情報センター」を分離建設する案が取り沙汰されているが、具体的に何時の協議会で、どのような内容の検討が行われ、日本政府としてどのような見解をもっているのか。

五 ITERのコストを一兆円から半分にした、そのためにプラズマ主半径を建設コストを低減するためにおよそ半分に短縮している。

ITERのプラズマ主半径がもとの八・一mの時、さらに七・一m、六・一m、五・一m・・・と短縮した時に、建設コストはそれぞれ幾らに低減するのか。

その結果、主半径ごとに当初計画の実験目標値に較べて、プラズマ密度、エネルギー増倍率、燃焼時間、中性子負荷はそれぞれ幾らになるのか。

建設コストの削減が中心になって、当初の実験目標が達成できなくなると、それは次の段階の実証炉に工学的、技術的に繋がるものにならないのではないのか、あるいは国民の財政を投入するのに見合う意味のある研究になるのかどうかとも問われる。こうしたことに検討が必要となるのではないのか。どのような検討を行ったのか。

六 日本学術会議核融合研究連絡委員会や物理学研究連絡会などで、検討ワーキンググループを作り、物理学、工学の関係する研究者の間でITERに関する議論がなされた。

これは、ITER計画の「当事者」や「推進」の研究者と、「中立的」「批判的」な人の多い物理学の研究者の間で議論されたこと、ITER計画を契機に「巨大科学計画」に対する考え方、大型国際共同計画に対する基本的考え方、我が国に於ける大型計画の進め方」の議論を行って、合意した共同の報告書を纏めた意義は大きいと思う。

両者の間で「ITER計画の基礎科学としての意義及び核融合工学に於ける技術開発上の役割と波及効果」について認識の一致をみた。

同時に、物理学者の方は、ITER計画の推進を全面的には認めるに至っていないし、学術会議としてエネルギー問題や環境問題として検討を行う必要があること、さらに他の大型計画と比べて基礎科学としての重要性が高いかどうか十分吟味するべきだとしたのではないのか。

七 原子力委員会の「開発戦略検討分科会報告書」で初めて、核融合炉の環境への影響を検討した

した。D+D→He+α+中性子ブランケット内で「 α + α → ^{8}Be 」+ α + 中性子トリチウムの半減期は十二・三年、 β 線の最大エネルギーは ^{8}Be の α 。紙一枚で遮蔽できるが、体内に取り込むと危険であること。強力中性子線でブランケットが破損した時が危険であるとした。

学術会議核融合研究連絡委員会では「報告書」を出して、例えば、「トリチウム生物影響」について、広島大学原爆放射能医学研究所を一つの拠点に、トリチウム生物影響関連実験を行うことなどを提起していたが、この研究はどのような行われたのか、その成果物としてどの論文の中で、日本に誘致した時に、「全く心配はない」と結論づけられたのか。

また、文部科学省ITER安全規制検討会の「報告書」で、ITERの安全は十分確保されることを考える根拠を示された。

八 学術会議核融合研究連絡委員会の「報告書」では、核融合炉のブランケットは、燃料であるトリチウムの生産と回収、エネルギー転換、中性子遮蔽など複合的機能を果たさねばならないことが示されている。高熱負荷、高中性子負荷に耐えられる材料の開発に必要となる、材料試験を行えるITERより強度の強い中性子源(設備)はすでに作られて、その実験は始まっているのか。

九 核融合についてヘリカル型、レーザー核融合など様々なタイプのものがあり、実現可能性もコスト面からの可能性もこれからの研究にかかっている。ITER誘致が他の核融合の研究や、大学や試験研究機関における様々な基礎研

究の予算を削減することにならないと確約するのか、明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第一三号

平成十六年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員吉井英勝君外一名提出ITER(国際熱核融合実験炉)の六ヶ所村誘致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君外一名提出ITER(国際熱核融合実験炉)の六ヶ所村誘致に関する質問に対する答弁書

一について

国際熱核融合実験炉(以下「ITER」という。)により核融合エネルギーの科学的及び技術的実現可能性の実証を行う計画(以下「ITER計画」という。)については、その取組方等に関して原子力委員会、総合科学技術会議等の審議を踏まえつつ、「国際熱核融合実験炉(ITER)計画について」(平成十四年五月三十一日閣議了解)に基づき政府間協議に臨んでいるところである。ITER計画を実施するために必要となる協定(以下「協定」という。)については、我が国、中国、欧州連合(以下「EU」という。)、韓国、ロシア及び米国の間で協議中であるが、我が国が当該協定を締結するに当たっては、国会の承認が必要と考えており、国会にお

いて御指摘の点も含め御審議いただくことになるものと考えている。

二について

ITERの建設地に係る協議においては、現在建設候補地となっている青森県六ヶ所村とカダラッシュのみを対象として、特定の評価項目を設定した上で評価を行うことはされておらず、ITERの建設及び運営の全般にわたって、建設地としての適性に関し種々の観点から意見交換が行われている。ただし、ITERの建設候補地としてかつて提案されていたクラリントン及びバンデヨスも含めた四候補地の評価については、平成十四年九月から十二月までの間、当時の参加国である我が国、カナダ、EU及びロシアが共同で実施しており、技術的側面、社会文化的側面、安全規制の側面等に関し、それぞれ定められた基準を満たすかどうかという観点から評価を行った。その結果、すべての候補地が当該基準を満たすと評価されている。

三について

ITER自体の建設費については、ITERの工学設計活動の結果を基に、ITER自体をすべて我が国内で製作すると仮定した場合、約五千億円と見込んでおり、政府が行うこととされている建設地整備に係る費用及び協定によって設立されるITER計画を実施するための国際機関(以下「ITER機構」という)の運営経費も含めた建設段階のITER計画に係る経費は約六千五百億円と見込んでいる。

運転期間中の維持管理費については、ITERの工学設計活動において、ITER機構の人員費も含め年間約三百億円、そのうち動力費としての電気料金は年間約四十四億円と見込んでいる。

なお、毎年度の我が国の財政負担及び計画期間全体を通じた我が国の財政負担については、我が国、中国、EU、韓国、ロシア及び米国の間で協議中である。

用地取得費については、青森県がすべて負担することとし、その費用は約八十四億円と見込まれていると承知している。

研究者等関係者の住宅、家族の教育施設その他の生活施設等の整備については、青森県が青森県等の関係地方公共団体又は民間団体による既存の施設の活用等により対応すると表明しているが、具体的な計画が確定していない現段階において所要額の試算は行われていない。

これらのほか、青森県はITERの建設候補地として六ヶ所村を提案することを決定するに当たり、電力確保のための支援等を行うことを表明しているところであり、政府として、関係地方公共団体に対し以上に加えられる措置を要請するかについては、今後の状況も踏まえ、必要に応じて検討することになると考えている。

政府としては、政府間協議に参加するための費用等として、平成十四年度及び平成十五年度に、それぞれ約千三百万円を計上しているところである。

四について

昨年十二月二十日に開催された閣僚級会議の結果、両候補地に関して更なる検討を行うとともに核融合研究に関するより幅広い推進方策を探索するとされたところであり、これらについて、現在、我が国、中国、EU、韓国、ロシア及び米国の間で検討が行われているところである。

五について

ITERの工学設計活動の成果に照らし、ITERの目的を達成できるよう適切に設計すれば、主半径が約五メートルから約八メートルまでの範囲の場合、一般的に主半径が短くなるに従い、建設コストは低減すると考えられる。また、これまでの研究の成果を踏まえると、プラズマの形状を相似形とし、主半径が約五メートルから約八メートルまでの範囲にある場合、一般的に主半径が短くなるに伴い、エネルギー増倍率及び中性子負荷は低くなり、燃焼時間は短くなるが、プラズマ密度は高くと考えられる。ただし、ITERの建設コスト並びにプラズマ密度、エネルギー増倍率、燃焼時間及び中性子負荷については、プラズマ主半径のみで定まるものではなく、他の様々な条件によつて変わり得ることから、主半径の変化に対応したそれぞれの具体的な数値をお示しすることは困難である。

なお、ITERの設計変更に伴い、主半径は約八・一メートルから六・二メートルに、ITER自体の建設費の見込みは約一兆円から約五千億円に、エネルギー増倍率の目標は無量大から十以上に、燃焼時間の目標は約千秒から約三百秒以上五百秒以下に、平均中性子負荷は約一メガワット毎平方メートルから〇・五メガワット毎平方メートル以上にそれぞれ変更され、プラズマ密度は、典型的な運転条件では、設計変更にかかわらず、約百エクサ毎立方メートルとされている。

原子力委員会は、設計変更後のITERについて検討し、平成十年十二月四日にITERが第三段階核融合研究開発基本計画(平成四年六月九日原子力委員会決定)という実験炉の要件を満たすことを確認している。さらに、総合科学技術会議においては、平成十四年五月二十九日に、ITER計画が国家的に重要な研究開発であることにかんがみ、政府全体でこれを推進することが適当であるとしており、政府としては、これを基に、同年五月三十一日に「国際熱核融合実験炉(ITER)計画について」を閣議了解している。

六について

日本学術会議において平成十一年九月から平成十二年四月までの間、核科学総合研究連絡委員会及び物理学研究連絡委員会が合同でITER計画について検討を行ったが、日本学術会議として報告書を取りまとめ発表するまでには至らなかった。

七について

我が国において、トリチウムの生物に与える影響に関する研究は、広島大学原爆放射能医学研究所(現広島大学原爆放射線医科学研究所)を始めいくつかの大学等で行われている。それら

の研究成果にもかんがみ、トリチウムによる公衆及び従事者の放射線障害の防止については、国際的な基準を踏まえて設計等を行うことにより、適切に行えると考えている。

また、ITERの安全確保については、「ITERの安全確保について」(平成十三年八月六日原子力安全委員会決定)において、「安全を確保することは技術的に可能と判断できる」との見解が示されているところである。

御指摘のITER安全規制検討会における「報告書」は、原子力安全委員会の「ITERの安全確保について」や「ITERの安全規制のあり方について」(平成十四年六月三日原子力安全委員会決定)等を踏まえ、ITERの安全性の特徴を踏まえた安全確保の基本方針と安全性の確保の基本的な手続等について取りまとめたものである。

ITERが我が国に誘致された場合には、この報告書及び原子力安全委員会決定の考え方に沿って、公衆及び従事者に放射線障害を及ぼすおそれがないよう詳細に評価を行い、安全が確保されるよう万全を期してまいりたい。

八について

核融合エネルギーの実用化に必要な材料の開発のため、ITERより強度の強い中性子を照射する計画のための設備については、国際エネルギー機関において、我が国、EU、ロシア及び米国の専門家の協力により概念設計及び要素技術確証が行われているところであるが、工学設計活動を行う段階にまでは至っていない。

ITER計画については、「国際熱核融合実

験炉(ITER)計画について」(平成十四年五月二十九日総合科学技術会議決定)において、「他の科学技術上の重要政策に影響を及ぼすことがないよう、既存の施策の重点化、効率化を図り、原子力分野の予算の範囲内で確保すること」及び「国内の核融合研究については、重点化、効率化を図りつつ、ITER計画と有機的に連携する体制を構築すること」とされており、これを基に、平成十四年五月三十一日に「国際熱核融合実験炉(ITER)計画について」を閣議了解し、この方針に沿って適切に対応することとしている。

平成十六年二月十三日提出
質問 第一 八号

奥、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問主意書

提出者 首藤 信彦

奥、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問主意書

昨年十一月二十九日、イラクのテイクリット南部で銃撃され死亡した奥、井ノ上二名の外交官銃撃事件については二ヶ月以上の月日を経過するも依然として真相は明らかにされておられない。

日本国の名誉、威信そして残されたご家族のためにも一日も早い真相解明をする必要があると考える。

以下次の事項について質問する。

一 奥、井ノ上両名は十時ころバグダットを出発し十一時ころ路脇の売店で買物した後、十二時前に携帯電話で上村参事官に電話したと報告さ

れている。では、外交官銃撃事件の起こった時刻は現地時間で何時何分か。

二 上村参事官が事件の第一報を受けた時刻は現地時間で何時何分か誰からの連絡であったか。

三 外務省中東アフリカ局長および中東二課が事件の連絡を受けた時刻は日本時間で何時何分か誰からの連絡であったか。

四 官房長官が事件の連絡を受けた時刻は何時何分か誰からの連絡であったか。

五 総理大臣が事件の連絡を受けた時刻は何時何分か誰からの連絡であったか。

六 被弾したランドクルーザーの写真は、十一枚

がCPA(連合暫定施政当局)から送られてきたと外務大臣が明言している。その中の未公開写真八枚のうちNo.1は何が写っていてどういう理由で公開できないのか、捜査に影響があるとか一般的な理由でなく当該写真の画像の何が問題で公開できないのか具体的な根拠を示されたい。

七 未公開写真No.2は何が写っていて、どう

いう理由で公開できないのか。

八 未公開写真No.3は何が写っていて、どう

いう理由で公開できないのか。

九 未公開写真No.4は何が写っていて、どう

いう理由で公開できないのか。

十 未公開写真No.5は何が写っていて、どう

いう理由で公開できないのか。

十一 未公開写真No.6は何が写っていて、ど

ういう理由で公開できないのか。

十二 未公開写真No.7は何が写っていて、ど

ういう理由で公開できないのか。

十三 未公開写真No.8は何が写っていて、ど

ういう理由で公開できないのか。

十四 事件の報告についてアメリカ合衆国軍隊、CPA(連合暫定施政当局)、現地の警察等から様々な手段で、随時、情報の提供を受けているとの答弁を受けたが現段階でアメリカ合衆国軍隊あるいは、CPA(連合暫定施政当局)の公式報告を示されたい。

十五 二名の遺留品の大半は大使館に返ってきたとされているがデジタルカメラ、パソコンなど一部まだ返却されていないものをすべてを示されたい。

十六 ランドクルーザーは、二月中旬に日本に移送されると聞いているがそれはいつか、どのように公開されるのか示されたい。

十七 発見された弾丸の成分分析および、銃弾のものとの認められる金属片六片の重量は明らかに

なったか。

十八 国民が注視し、また誰もが真相解明を願うその犯人を知る権利がある。本件について政府はテロリストの犯行であると断定しているのか。アメリカ力軍による誤射説を否定する証拠はあるのか。

十九 犯人捜査の具体的方策は、懸賞金、私立探偵、CIA報告などどのような方法で進めているのか。

二十 総理、外相は、証拠もなくテロリストの犯行と断定し、テロに屈するなどと発言をしているがその根拠は何か示されたい。

二十一 今事件の捜査はいつまで続けられるのか、結論はいつ出されるのか明らかにされた。右質問する。

内閣衆質一五九第一八号

平成十六年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員首藤信彦君提出、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員首藤信彦君提出、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、事件発生直後から、アメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)連合暫定施政当局(CPA)、現地の警察等から、随時、情報の提供を受けているほか、独自の調査も行っているが、現時点で、事件発生時刻を特定できる状況にはない。

二について

在イラク日本国大使館の上村参事官が連合暫定施政当局から、「テイクリット付近で日本人らしき者二名が殺害され、運転手が重体(意識不明)である」との連絡を受けたのは、現地時間二千三年十一月二十九日午後六時四十分頃(日本時間同月三十日午前零時四十分頃)である。三について

外務省中東アフリカ局長が上村参事官から二

についてで答えした内容の連絡を受けたのは、日本時間二千三年十一月三十日の午前一時頃であり、その後、遅滞なく、同局長から同局中東第二課等の関係者にその内容の連絡を行った。四について

内閣官房長官が秘書官を通じて二についてで答えした内容の連絡を受けたのは、日本時間二千三年十一月三十日の午前二時過ぎである。五について

内閣総理大臣が秘書官を通じて二についてで答えした内容の連絡を受けたのは、日本時間二千三年十一月三十日の午前二時過ぎである。六から十三までについて

写真の一部を公開できないのは、現在、関係者の協力を得て行っている捜査を含む真相究明に支障を来すおそれがあるからである。事件の重大性にかんがみ、真相究明に資するような一定の進展があった場合には、可能な範囲で御説明してきているところであるが、現在も真相究明に向けた捜査等が継続していることから、情報の取扱いには慎重を期す必要があると考える。十四について

お尋ねの合衆国軍隊又は連合暫定施政当局の公式報告が、具体的にどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、提供を受けた情報の内容を明らかにすることは、相手方との信頼関係を損なうおそれがあり、また、捜査を含む真相究明に支障を来すおそれがあるため、お答えを差し控えたい。

十五について

事件に遭遇した職員全員が既に死亡していることから、奥大使及び井ノ上書記官が事件当時何を持っていたのかを完全に把握することはできず、回収されていない遺留品のすべてを確定することは困難である。十六について

お尋ねの車両の移送については、現地の治安等、種々の制約がある点を御理解いただきたいが、我が国警察当局による検証等を行うため、できるだけ速やかに我が国に移送したいと考えており、所要の準備を行っているところである。なお、お尋ねの車両は、関係者の協力を得て行っている捜査等の対象となっているものであり、現時点でその公開については確定的に申し上げられない。十七について

弾丸の金属成分については、現在、鑑定を継続中である。司法解剖の際に摘出された資料二十点及び被害車両から発見された資料一点のうち、発射された弾丸の一部と認められた六点の資料の重量は、それぞれ、約〇・〇七グラム、約〇・二〇グラム、約〇・四三グラム、約一・〇三グラム、約一・五六グラム及び約二・五四グラムである。十八及び二十について

政府は、実行犯の特定を含む事件の真相究明を強く望んでおり、現地の関係当局とも引き続き緊密に連絡を取りつつ真相究明に努めているところである。

他方、車両に残された弾痕が車左面に集中していること等から、奥大使及び井ノ上書記官は乗車中に併走する車両から銃撃されたものと考えられるほか、現金等の遺留品が回収されている点など、現在まで得られた種々の情報を総合して勘案すれば、テロリストによる犯行の可能性が高いと判断している。

なお、御指摘の合衆国軍隊の誤射説がどのような根拠に基づくものであるか、これまでまったく明らかでなく、政府としてそのような説に与していないが、いずれにせよ、事件発生直後から、我が国は独自の情報収集を行うとともに、合衆国軍隊、連合暫定施政当局、現地の警察等から情報提供を受けているものの、合衆国軍隊による誤射を示唆する内容のものには一切接していないところである。十九について

現在、現地の内務省及び警察が中心となって捜査を行っており、合衆国軍隊及び連合暫定施政当局からも最大限の協力を得ているほか、我が国独自の情報収集も行っているところであるが、その具体的方法については、関係者の協力を得て行っている捜査を含む真相究明に支障を来すおそれがあり、お答えを差し控えたい。二十一について

政府は、本事件の実行犯の特定を含む事件の真相究明を強く望んでおり、現地の関係当局とも引き続き緊密に連絡を取りつつ真相究明に努めているところであるが、いつの時点で捜査の結論が出るかを予断することはできない。

(答弁通知書受領)

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員島聡君提出固定電話の施設設置負担金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員阿部知子君提出商工ローン問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小林憲司君提出新生銀行上場申請に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出復帰後沖縄県で発生した公訴時効完成に係る事件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出奥、井ノ上二名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年二月二十五日までに答弁する旨

の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成十六年二月二十七日 衆議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一一五円 (本体 一一〇円)